附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○財務省・農林水産省令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の五第二項第八号並びに第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令等の一部を改正する省令

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令の一部改正）

**第一条**　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令（平成十五年財務省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （中長期計画に定めるべき業務運営に関する事項） | （中長期計画に定めるべき業務運営に関する事項） |
| **第三条**　研究機構に係る通則法第三十五条の五第二項第八号の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 | **第三条**　研究機構に係る通則法第三十五条の五第二項第八号の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（略） |
| 四　その他当該中長期目標を達成するために必要な事項 | （新設） |

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

**第二条**　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年財務農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （財務諸表） | （財務諸表） |
| **第七条**　基礎的研究業務に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。 | **第七条**　基礎的研究業務に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。 |
| （事業報告書の作成） | （事業報告書の作成） |
| **第八条**　（略） | **第八条**　（略） |
| 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 | 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 |
| 一　研究機構の目的及び業務内容 | 一　研究機構に関する基礎的な情報 |
| （削る） | イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の研究機構の概要 |
| （削る） | ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 |
| （削る） | ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。） |
| （削る） | ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 |
| 二　国の政策における研究機構の位置付け及び役割 | ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに研究機構への出向者の数 |
| 三　中長期目標の概要 | 二　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約 |
| （削る） | 三　財務情報 |
| （削る） | イ　財務諸表に記載された事項の概要 |
| （削る） | ロ　重要な施設等の整備等の状況 |
| （削る） | ハ　予算及び決算の概要 |
| 四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 | ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況 |
| （削る） | 四　事業に関する説明 |
| （削る） | イ　財源の内訳 |
| | ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明 |

| 別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種 | 一〇〇分の一五 |
|---|---|
| 別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種 | 一〇〇分の五五 |

| 別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種 | 一〇〇分の一〇 |
|---|---|
| 別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種 | 一〇〇分の五〇 |